

◇単純な労務に雇用される職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

- 1 期末手当及び勤勉手当の支給割合並びに単純な労務に雇用される職員としての引き続きいた在職期間を改めることにしました。
- 2 勤勉手当の額の算定に係る会計年度任用職員として勤務していた期間の取扱いを定めることにしました。
- 3 この規則は、令和6年4月1日から施行することにしました。

(総務局人事部給与課)